

小金井市

学童保育所入所申請の手引

(令和9年度入所用)



« 令和9年度4月1日入所申請受付について »

受付期間	受付方法
10月23日(金) 午前9時 ～ 11月11日(水) 午後5時 (※1)	原則オンラインで申請 (※2) (Logo フォーム) https://logoform.jp/form/pCd3/1819979



※学童保育所は毎年度申請が必要です。新規・継続にかかわらず、ご利用を希望する方は申請してください。
また、小金井市へ転入予定の方も上記受付期間での申請が必要です。

(※1) 11月11日(水) 午後5時以降は申請期間後随時申請の取扱いとなり、入所できないことがあります。

(※2) 令和9年度入所申請より、事務処理の効率化を図るため、郵送、市役所窓口、学童保育所での受付を廃止し、原則オンライン申請での手続きへ変更しています。医療的ケアが必要な児童、育成料・延長育成料に滞納がある方、その他、オンライン申請を行うことができない事情がある方のみ、市役所窓口での申請を受け付けます。まずはお電話でご相談ください。

[問合せ先]

小金井市子ども家庭部児童青少年課学童保育係
電話：042-387-9847

小金井市ホームページ ▶

<https://www.city.koganei.lg.jp/ko-sodatekyoiku/shisetsu/jidokan/gak-udou/reiwa9nenndonyuusho.html>



【令和8年度からの変更点について】

- ◆申請方法を原則オンラインとしています。オンライン申請は夜間や休日等でも、インターネットを通じて申し込みが可能です（マイナンバーカードは不要）。申請方法の詳細については「**オンライン申請説明書（P.11・12）**」をご覧ください。
- ◆公設学童保育所の大規模化が進んでいます（令和8年度入所実績については「4. 学童保育所一覧（P.3）」をご覧ください）。そのため児童の安全確保を目的とした大規模化対策として、以下の変更を行います。
 - 求職中の方の入所承認期間を3か月から2か月に変更します。
 - 育児休業中は、学童保育所への入所はできません（保育することができない理由が、保護者自身の疾病、介護・看護等の場合には、入所が可能です）。4月中に復職予定である場合に限り、4月1日入所申請が可能です。5月以降に復職する場合は、復職する月から入所が可能となるため、復職する月の前月10日までに入所申請をお願いいたします。期日までの申請が難しい場合は個別にご相談ください。
- ◆**民設民営学童保育所と公設学童保育所との併願申請を行った方で、民設民営学童保育所への入所が決定した場合、公設学童保育所の申請は自動で取下げとなります。**詳細については「**12. 民設民営学童保育所について（P.6・7）**」をご覧ください。

1. 学童保育所の概要

- ・ 設置目的 市内に居住する小学校低学年児童の健全な育成を図るため、学童保育所を設置しています。
- ・ 対象児童 小学校1年生から3年生（障がいのある児童は4年生）までの児童
- ・ 保育時間 通常（月曜日から金曜日） …放課後から午後6時まで
学校休業日 …午前8時から午後6時まで
- ・ 延長保育時間 通常（月曜日から金曜日）及び学校休業日 …午後6時から午後7時まで
- ・ 休 所 日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

2. 入所要件

(1) 入所の要件（※要件を満たしていない児童は入所することができません。）

入所の対象となる児童は、市内に居住し、保護者が就労しているなどの理由により日常的に放課後の保育を受けることができない児童です。

※「保護者」とは、現に児童を監護する親権者を指します。

※「日常的に放課後の保育を受けることができない」とは、保護者が保育することができない時間が、**月曜日から土曜日までの正午から午後6時の時間帯に4時間以上（通勤時間を含む）あり、その日数が週4日以上（1か月に16日以上）あること**をいいます。

(2) 入所の制限

児童が感染性の疾病にかかっている等、学童保育所における集団生活に適さないと認められるときは入所できません。

(3) 心身に障がいのある児童（※事前にご相談ください。）

入所については、以下①～③のいずれにも該当することが必要です。

①障がいの程度が知的障がいであって愛の手帳3度又は4度を所持する児童、もしくは身体障がいであって身体障害者手帳5級又は6級（7級の診断を含む）を所持する児童。内臓疾患により身体障害者手帳の交付を受けた児童については手帳の等級にかかわらず、学童保育所における集団生活に耐え得るとの専門医師の診断書のある児童。専門医師又は市の指定する医師の診断書により、これらの要件に相当すると認められる児童。

②集団保育に支障なく適応でき、常時医療面の配慮を必要としないこと。

③通所に際しては、保護者等による送迎が可能であること。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではありません。

※申請受付後に、児童が在籍している保育園等で普段の様子を拝見し、聞き取りを行います。また、児童と保護者に学童保育所に来所していただき、面談を通して特性や状況等を個別にお伺いします。集団生活の中で安全にお預かりできるか等、別に定める入所基準表に基づいた審査を行ったうえで入所の可否を決定します。

※職員の配置については、基本的に特別支援学校・支援学級の児童 2 人につき職員 1 人を加配します。加配とは、集団生活・保育をおくる際にサポートを必要とする児童を支援するため、児童全体に対して指導員を増やすことをいいます。加配対象の児童に対して専属の職員を配置するものではありませんので、ご了承ください。

3. 育成料及び延長育成料 (※育成料及び延長育成料の減額・免除については、ご相談ください。)

学童保育の利用に当たっては、前年度の世帯の市・都民税課税標準額に応じて育成料及び延長育成料を徴収します。なお、年度途中の再算定・見直しは行いませんので、ご了承ください。

令和 8 年度の世帯の市・都民税課税標準額	育成料 (月額)	延長育成料 (月額)
5 0 0 万円以上	9, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
3 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	7, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
1 5 0 万円以上 3 0 0 万円未満	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
1 5 0 万円未満	3, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
市・都民税非課税世帯及び生活保護世帯	無 料	無 料

4. 学童保育所一覧 (公設公営または公設民営)

学 区 域	学 童 保 育 所	所 在 地	電 話 番 号	定 員	入所実績 (R8 年度当初)
第一小学校	さくらなみ学童保育所	本町 1-2-13 及び第一小学校内仮施設	042-383-1183	150 人	255 人
第二小学校	たけとんぼ学童保育所	桜町 2-3-60	042-383-5488	90 人	146 人
第三小学校	あかね学童保育所	A 館：梶野町 5-7-33 B 館：梶野町 5-7-38	042-385-3370 042-385-3372	200 人	239 人
第四小学校	さわらび学童保育所	貫井南町 3-6-27 及び第四小学校内仮施設	042-383-5489	130 人	149 人
東小学校	たまむし学童保育所	東町 4-25-7 (東児童館内) 及び東小学校内仮施設	042-385-9280	130 人	242 人
前原小学校	まえばら学童保育所	前原町 3-3-16 及び前原小学校内仮施設	042-383-1179	130 人	143 人
本町小学校	ほんちょう学童保育所	本町 5-4-25(本町児童館内)	042-385-3360	90 人	141 人
緑小学校	みどり学童保育所	緑町 4-18-25(緑児童館内) 及び緑中学校内仮施設	042-383-1178	145 人	167 人
南小学校	みなみ学童保育所	前原町 2-2-21 及び南小学校内仮施設	042-383-1167	120 人	151 人

※あかね学童保育所は A 館・B 館別棟の建物となりますが、入所施設の指定はできません。

※上表入所実績のとおり、現在定員を大幅に超えて受入れを行っている状況です。定員を超えた場合には、上表学童保育所以外に学校施設等の公共施設を借用して暫定運営をする場合があります。

5. 提出書類（※状況により提出書類が異なりますので、ご不明な点などがある場合はご相談ください。）

オンライン申請フォームより、電子データ（PDF 等のほか、カメラ等で撮影した書類の画像データも可能）でご提出ください。
 ※一部の方（紙での申請）を除き、原本の提出は不要です。また、各書類について、手書きで作成する場合は、文字等を容易に消すことができるボールペン（消せるボールペン）は使用しないでください。

(1) 保育の必要性を証明する書類等

※入所の要件である「日常的に放課後の保育を受けることができない（保護者が保育することができない時間が、**月曜日から土曜日までの正午から午後 6 時の時間帯に 4 時間以上（通勤時間を含む）あり、その日数が週 4 日以上（1 か月に 16 日以上）ある**）児童かどうか」を書類で確認します。保護者（父・母）の書類をご提出ください。

保育することができない理由		添付が必要となる証明書類
就労	会社等に雇用されている方	① 就労証明書（市の指定用紙） ※発行日から 3 か月以内のもの ②（変則就労の方のみ）シフト表 または タイムスケジュール表 ③（複数個所で就労している方のみ）タイムスケジュール表
	自営業・会社役員の方	① 就労証明書（市の指定用紙） ^(※1) ※発行日から 3 か月以内のもの ② 就労内容を証明できる書類 ^(※2) ③ タイムスケジュール表 (※1) ご自身が証明者となり就労証明書を作成してください。 (※2) 書類の例：登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書 など
保護者自身の疾病		① 診断書 ※医療機関で 3 か月以内に発行されたもの（指定の様式はありません）
保護者自身の障害		以下のうちいずれか 1 つ ① 身体障害者手帳 ② 愛の手帳 ③ 精神障害者手帳 ④ 専門医の診断書等 ※発行日から 3 か月以内のもの
就学 ※公的な職業訓練校を含む。		① 在学証明書 ※学校で 3 か月以内に発行されたもの（指定の様式はありません） ② タイムスケジュール表
介護・看護		① 被介護者の介護保険被保険者証（介護度の記載があるもの） または 被看護者の診断書 ※医療機関で 3 か月以内に発行されたもの ② タイムスケジュール表
求職中 ※求職活動のため外出を常態とする場合		① 求職活動申告書 ② タイムスケジュール表 ③ 求職活動を行っていることがわかる書類（ハローワーク受付票等） ※求職中を要件として入所する場合は、年度中に 2 か月を限度に承認します。 <u>2 か月以内に入所要件を満たす書類の提出がない場合は、退所となりますのでご注意ください。</u> ※令和 9 年度より、学童保育所の大規模化対策として、求職中の方の入所承認期間を 3 か月から 2 か月に変更しています※

【 育児休業取得者及び取得予定者について 】

※令和 9 年度より、学童保育所の大規模化対策として、運用を変更しています※

- 育児休業期間中は、学童保育所への入所はできません。なお、保育することができない理由が、保護者自身の疾病、介護・看護等の場合には、入所が可能です。
- 4 月中に復職予定である場合に限り、4 月 1 日入所申請が可能です。5 月以降に復職する場合は、復職する月から入所が可能となるため、復職する月の前月 10 日までに入所申請をお願いいたします。期日までの申請が難しい場合は個別にご相談ください。
- 育児休業の取得期間及び復職日については、就労証明書の記載内容で確認しますので、必ず育児休業の終了日及び復職日が記載されたものをご提出ください。

【 就労証明書についての注意事項 】

- ・記載事項に疑義が生じた場合、証明担当者へ電話等により照会させていただきます。
- ・内容について、就労証明者に無断で作成し、または改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。
- ・「No.7 就労実績」については、令和8年度の就労状況に関する現況確認とさせていただき、状況に応じて電話等により照会させていただきます。
- ・「No.12 育児のための短時間勤務制度利用有無（取得予定を含む）」に該当する方は、取得（予定）後の就労時間が入所要件を満たす必要があります。

(2) 市・都民税課税標準額がわかる書類（※令和8年1月1日時点で小金井市外に在住していた方のみ）

市・都民税課税標準額を証明するため、保護者（父・母）それぞれの方について、以下①～④のいずれか1つが必要です。

- ① 令和8年度市民税・都民税特別徴収税額通知書（令和8年1月1日に住所のあった区市町村発行）
※令和8年6月～8月頃に、給与袋等に同封して通知されたもの。
- ② 令和8年度市民税・都民税納税通知書（令和8年1月1日に住所のあった区市町村発行）
- ③ 令和8年度市民税・都民税(非)課税証明書（令和8年1月1日に住所のあった区市町村発行）
- ④ （令和8年1月1日時点で国外に住んでおり、日本で課税されていない方のみ） 年間収入申告書
※市の指定用紙

6. 追加書類の提出

書類の変更や不足等があった場合は、申請時に登録していただいたメールアドレスにご連絡します。

« 変更及び不足書類の提出期限について »

提出期限	提出方法
令和8年12月21日（月）午後5時	オンライン

※12月21日（月）午後5時以降の書類提出は申請期間後の取り扱いとなり、入所できないことがあります。

7. 結果通知

受付期間内に申請された方については、令和9年2月上旬頃に通知する予定です。
新規に入所される方を対象に、令和9年3月中に入所説明会を予定しています。

8. 入所承認の取消し

入所が承認された後、次のいずれかに該当したときは、入所承認を取り消します。

- ・入所の要件が無くなったとき。
- ・児童の出席が著しく悪いとき。
- ・休所期間（最長2か月）が経過し、なお児童が通所できないとき。
- ・正当な理由がなく育成料及び延長育成料を長期間滞納したとき。
- ・条例、規則等の規定に反したとき。
- ・その他市長が特に入所を不適当と認めたとき。

9. 延長保育

保護者の就労等の理由により午後6時から午後7時までの時間に保育を受けることができない児童を対象に、延長保育を実施します。学童保育所の入所が承認されましたら、入所する学童保育所へ直接お申込みください。

10. 間食

学童保育所では間食（おやつ）を提供しています。間食費（おやつ代）は公費で負担しています。食物アレルギーがある場合は、対象食品の除去や、場合によっては提供ができないためご持参いただくこともあります。

※入所承認通知後、学童保育所に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（学校提出様式）を提出していただきます（コピー可）。

11. 学童保育所と放課後子ども教室

小金井市では、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りを目的として、市立小学校の校庭・教室等で「放課後子ども教室」を実施しています。同教室の参加児童は、学年やクラスの違う友達や、地域の大人との交流を通じ、多くの体験と多様な価値観を学ぶことができます。また、主に保護者や地域の方等が、学習や体験活動を指導する学習アドバイザーや子どもたちの安全を見守る安全管理員として、ボランティアで参加しています。お子様やご家庭の状況に応じてご検討ください。

	学 童 保 育 所	放 課 後 子 ども 教 室
対 象	市内に居住する小学校 1 年生から 3 年生（障がいのある児童は 4 年生）で、保護者の就労等により日常的に放課後の保育を受けることができない児童	市内に住所のある幼児と保護者、児童、生徒 ※原則として実施学校区の児童
実施日時	学校開校日：放課後から午後 6 時まで 学校休業日（春、夏、冬休み、土曜日） ：午前 8 時から午後 6 時まで 延長保育：午後 6 時から午後 7 時まで	学校開校日の月～金の週 5 日 （学校休業日等はお休み） 放課後からおおむね午後 5 時まで
利用料金	世帯の住民税の課税標準額に応じて、月額（おやつ代含まない）9, 0 0 0 円～0 円 延長保育：別途 2, 0 0 0 円	無料 ※工作教室等、材料費が必要な場合は実費負担有（1 0 0 円から 3 0 0 円程度）
活動内容	自由遊びや集団遊び、誕生会等、毎日の育成を通して健全な成長と発達を促します。	校庭遊び、英語教室、工作教室、読み聞かせ、集団遊び、体操教室等
申込方法	就労証明書等を添付して市へ入所申請を行い、審査の上、決定します。	各小学校で配布するチラシについての参加申込書を、各小学校の放課後子ども教室担当者に提出してください。
問合せ先	児童青少年課学童保育係 電話：042-387-9847	生涯学習部生涯学習課生涯学習係 電話：042-316-6600

12. 民設民営学童保育所について

(1) 民設民営学童保育所とは

- 民設民営学童保育所とは、民間事業者が市の補助金を受けて設置運営する学童保育所です。職員配置等は市が定める運営に関する基準に基づいて運営していますが、早朝保育や午後 7 時以降の延長保育、送迎、食事の提供、習い事等のさまざまな独自のサービス・活動を提供していることが大きな特色です。
- 学童保育育成料については、公設学童保育所と同額ですが、独自のサービスについては別途料金が必要となります。独自のサービス・活動の提供については、【民設民営学童保育所の施設紹介】（P.8～10）をご覧ください。詳細な内容については、直接各学童保育所にお問い合わせください。

(2) 利用対象児童及び入所要件

- 小学 4 年生まで受入れを行っています。ただし、低学年児童の入所が優先されます。
- 入所要件については、公設学童保育所と同様です。

(3) 入所申請方法等（※詳しくは各学童保育所へお問い合わせください。）

- 各学童保育所に直接申請してください。入所の選考・決定も各学童保育所が行います。

(4) 学童保育所一覧（民設民営）

学 区 域	学 童 保 育 所	所 在 地	電 話 番 号	定 員
第三小学校 東小学校	メガロス東小金井学童クラブ（※注記）	梶野町 5-11-5 パピスプラザ 301 号室	042-382-1800	40 人
第一小学校	けやきの森アフタースクール OKAERI	本町 1-8-1 日興パレス 1 階	042-316-6515	15 人
第二小学校 緑小学校	ASHITA∞キッズこがねい	桜町 1-3-22（社会福祉法 人 聖ヨハネ会施設内）	042-316-1061	40 人
第一小学校	にじいろ武蔵小金井学童クラブ ※令和 8 年 1 2 月 1 日開設	本町 6-2-30 SOCOLA（ソ コラ）武蔵小金井クロス 4 階	03-6431-9794 （ライクキッズ株式会社 本社）	40 人

※注記：メガロス東小金井学童クラブは、令和 7 年 7 月 28 日所外活動中にプールで発生した死亡事故を受けて、現在安全対策を強化して運営しています。入所申請等については直接学童保育所にお問い合わせください。

(5) 公設学童保育所との併願申請について

- 公設学童保育所は、受付期間内（令和 8 年 10 月 23 日（金）午前 9 時から令和 8 年 11 月 11 日（水）午後 5 時まで）に申請された方について、定員を超えて受入れを行っています。
※11 月 11 日（水）午後 5 時以降は申請期間後随時申請の取扱いとなり、入所できないことがあります。
- 民設民営学童保育所は、定員に対して多数申請があった場合、入所できない可能性もあることから、民設民営学童保育所と公設学童保育所との併願申請が可能です。ただし、公設学童保育所との二重在籍はできないため、民設民営学童保育所への入所が決定した場合、**公設学童保育所の申請は自動で取下げ**となります。
- 民設民営学童保育所は、大規模化している区域を優先して整備しており、対象地域の児童の利用が優先されます。なお、各施設の詳細については、次ページからの【民設民営学童保育所の施設紹介】等でご確認ください。

令和 9 年 4 月 1 日に入所を希望する学童	申請する学童
公設学童保育所	公設学童保育所のみ 申請
民設民営学童保育所	① 民設民営学童保育所のみ 申請 または ② 民設民営学童保育所と公設学童保育所との 併願申請

※受付期間外（11 月 11 日（水）午後 5 時以降）に申請される方はこの限りではありません。個別にご相談ください。

【上表②：一般的な併願申請の流れ（4 月 1 日入所の場合）】

時 期	公設学童	民設学童
1 1月	市役所へ申請（原則オンライン）	民設民営学童保育所へ申請
1 2月	審 査	選 考
1月		
2月	民設学童入所「決定」の場合 → 公設学童入所「不可」（申請は自動で取下げ） 民設学童入所「不可」の場合 → 公設学童入所「決定」	

おかえり
～ OKAERI ～

武蔵小金井駅の近くで、学校法人村田学園が運営する小金井市民設民営の学童保育所です。

放課後から帰宅まで、子どもたち同士、スタッフとも少人数ならではの家族のような関わりのなか、好きな遊びをしたり、一緒におやつをつくったり、宿題をしたり、子ども時代を満喫しています。年齢の異なる子どもたちが協働し、支え合い、基本的な生活習慣や、力強く生きるために大切な“人間力”を育てて参ります。第一小学校にもご協力頂き、体育館等を利用したり、近くの公園にも出かけ、体を動かせる時間も設けています。畑や自然に興味のある子は、こども農園の活動にも参加しますよ！また、「OKAERI」では、出社が早い保護者の皆様に安心して出勤して頂くための早朝保育を行っており、土曜日や長期休暇の昼食づくりのお手間が省けるように、簡単なお昼ごはんも提供しています（別途料金）。「ただいま」「おかえり」と、学校からお家に帰ったような、ほっと安心できる、居心地のいい居場所を用意して、今日も明日も、みんなの元気な「ただいま」の声を待っています！



場 所	小金井市本町1-8-1 日興パレス 1F 
名 称	けやきの森アフタースクール OKAERI
対 象 児 童	保護者が就労しているなどの理由により日常的に放課後の保育を受けることが出来ない、小金井市内在住の小学一年生から四年生までの児童
保 育 時 間	平日(月～金) 放 課 後 ～ 18:00 学 校 休 業 日 8:00 ～ 18:00 延 長 保 育 18:00 ～ 19:15 (19:00～19:15独自事業) 早 朝 保 育 7:15 ～ 8:00 (独自事業)
育 成 料	0円～9,000円 (小金井学童保育条例第9条、10条による)
延 長 育 成 料	2,000円(～19:00)
延長保育(独自)	1,500円(19:00～19:15) スポット500円
早朝保育(独自)	2,000円～3,000円(7:15～8:00) スポット400円～500円
定 員	15名
申 込 書 配 布	令和8年10月16日(金)10:00～ ※けやきの森アフタースクール OKAERI または、小金井けやきの森認定こども園にて配布、 小金井けやきの森認定こども園 HP からダウンロード出来ます
募 集 開 始	令和8年10月23日(金)～令和8年11月11日(水)
申 請 方 法	けやきの森アフタースクール「OKAERI」または、小金井けやきの森認定こども園へ 郵送または持参にて申し込み
入 所 審 査	令和8年11月12日(木)～令和8年12月21日(月) ※申し込み多数の場合は、選考を行います ※在所児童、第一小学校、低学年児童優先
入 所 決 定	令和9年2月上旬予定
問 い 合 わ せ 先	けやきの森アフタースクール OKAERI ☎ 042-316-6515 小金井けやきの森認定こども園 ☎ 042-401-1638



全国で1,000か所以上の学童・児童館・子育て支援施設を運営する、株式会社明日葉の民設民営学童クラブです。ご家庭や地域社会と一体になって日々の子育てを支えつつ、多彩なプログラムでお子さまの「明日をたくましく生きる力」を育みます。

東京都が推進する新しい認証学童の基準に合わせて広いスペースを確保しており、のびのびと過ごすことができます。学校へのお迎え、学校の宿題チェック、平日20時までのお預かり、長期休暇期間中の配食サービスなど、サポートも充実しています。（一部別料金）

対象児童	入所要件は、公設学童保育所と同じです 保護者が就労しているなどの理由で日常的に放課後の保育を受けることができない小金井市内に在住する小学校1年生～4年生
住所	小金井市桜町1-3-22（社会福祉法人聖ヨハネ会様施設内）
保育時間	平日：放課後～18：00（最大延長20：00） 土曜日・学校休業日：8：00～18：00（最大延長20：00） 休所日：日曜日、祝日、年末年始
定員	40名 ※定員に達した場合、基準に基づき選考を実施いたします
お迎え対象校	小金井市立第二小学校、緑小学校 徒歩でスタッフが迎えにあがります 学校休業日で学童が運営している日は、直接学童までお越しください
お帰り	・集団降所：17：00（冬季は16：30） ・お迎え
育成料	月額：9,000円～0円（世帯の住民税の課税標準額に応じ、公設学童と同額） 延長保育（18：00～19：00）：別途月額2,000円 延長保育（19：00～20：00）：1回30分につき800円 育成料にはおやつ代を含みません。
説明会	11月8日（日） 11：00～12：00 場所：小金井市桜町1-3-22（社会福祉法人聖ヨハネ会様施設内） ※要申込となります。一番下のお申込先までご連絡ください 追加募集の際は別途HPにてご案内いたします
募集期間	10月23日（金）～11月11日（水） ※公設学童の募集期間に準じます 添付書類（就労証明書等）は、公設学童保育所申請書類の写しで代用可能です お申し込みの際は、ASHITAキッズこがねいまで直接ご持参ください
入所決定	2026年2月上旬予定
お問い合わせ お申込み先	【お問い合わせ、説明会参加受付】 TEL：042-316-1061 メール：ashitakids.koganei@socioak.com ASHITAキッズホームページ：https://www.ashita-kids.jp/index.html （ホームページの情報は順次更新いたします） 【お申込み先】 ASHITA∞キッズこがねい 小金井市桜町1-3-22（社会福祉法人聖ヨハネ会様施設内） 時間 平日：11：00～20：00 土曜日・学校休業日：8：00～20：00 休所日：日曜日、祝日、年末年始

SOCOLA武蔵小金井クロス 4F



武蔵小金井学童クラブ

楽しい活動もりたくさん！

毎月の工作Weekに加え、
季節の行事やイベントも多数実施しています！



学校の長期休暇期間中は

お弁当注文

も可能です！



延長時間は**20時**まで！



毎月**工作WEEK**を実施！



対象

小金井市内在住小学1～4年生

定員

40名

開所時間

通常：放課後～20:00

学校休業日：8:00～20:00

(18:00～20:00は延長保育)

日曜・祝日、年末年始(12/29～1/3)は休所

利用料金

月額0円～9,000円

※世帯住民税課税標準額に応じて、公設学童同額

※延長利用料(18:00～19:00) /月額2,000円

(19:00～20:00) /月額2,500円

募集期間

2026年10月23日(金)～2026年11月11日(水) ※公設学童同様

提出方法

郵送にて下記住所までご郵送ください。

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウェスト17階

施設見学

2026年11月上旬以降

※10月末まで工事期間となります。

※詳細は下記QRコードに情報を更新してまいります。

問合せ先

ライクキッズ株式会社 にじいろ武蔵小金井学童クラブ担当 TEL/03-6431-9794

にじいろ武蔵小金井学童クラブ

東京都小金井市本町6-2-30 SOCOLA武蔵小金井4階



募集要項や利用申請書等は
ホームページから
ご確認いただけます▶



令和9年度小金井市学童保育所入所申請 ～オンライン申請説明書～

申請前に、必ず「学童保育所入所申請の手引」をお読みください。
申請に必要なことはすべて書いてあります。

▼市HPはこちら



令和9年度入所申請の手引は、
市ホームページから
ダウンロードできます



添付に必要な書類

☆以下書類の添付データをご準備の上、電子申請を開始してください。

○ 保育の必要性を証明する書類

例：就労証明書^(※)、診断書^(※)、障害者手帳、在学証明書^(※)、
被介護者の介護保険被保険者証（介護度の記載があるもの）、
被看護者の診断書^(※)、求職活動申告書、タイムスケジュール表、
自営業の就労内容を証明できる書類 等

（※）発行日から3か月以内のものをご用意ください。

○ 令和8年度市・都民税課税標準額がわかる書類

※令和8年1月1日時点で小金井市外に在住していた方のみ

注意事項

- 入力 of 所要時間は約15分～20分程度です。申請期限間際は、回線が混み合って入力できない場合があります。期限に余裕を持って申請してください。
- 添付書類は、PDF・エクセルファイルのほか、写真などの画像データでも可能です。
- 添付するデータは、申請の前にあらかじめ撮影や作成をしておくと、入力がスムーズです。
- 写真が不鮮明な場合、メールや電話での確認や、再提出を求められることがあります。

小金井市児童青少年課学童保育係

申請方法

- ① 右の二次元コードを読み込み、申請フォームを開く。
- ② 「申請をする前に」を確認し、チェックをする。
- ③ 必須項目の入力、書類の添付等を進める。
※重要事項確認書は、内容をよく読んでから
チェックしてください。
- ④ 入力内容を確認し、送信する。

▼申請フォーム



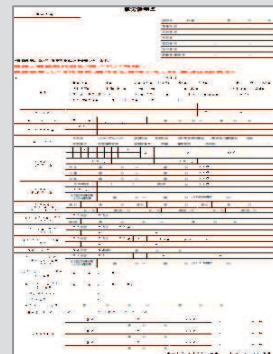
書類の添付方法

- ① 書類をスマートフォン等で写真撮影しデータを添付



または

- ② PDFデータ等をスマートフォンやパソコンから添付



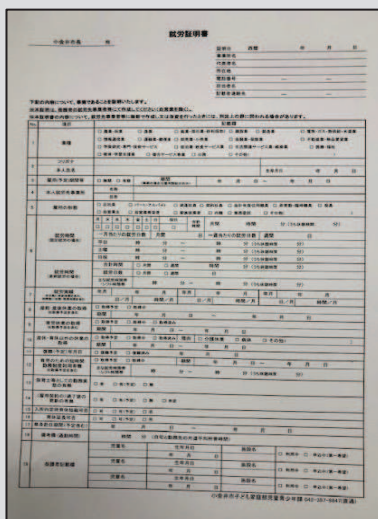
写真撮影のポイント

全体が映るように

文字が読めるように

影が入らないように

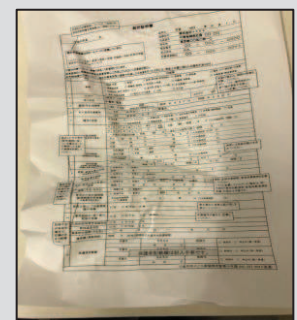
◎良い例



- ☑見切れていない
- ☑折れていない
- ☑影がかかっていない
- ☑薄い

×悪い例

×
グシャッとして
見えない



×
一部暗くて
よく見えない

